久留米市長 楢 原 利 則 様

久留米市監查委員 島 原 修 一 久留米市監查委員 大 脇 久 和 久留米市監查委員 田 中 多 門 久留米市監查委員 青 柳 雅 博

平成22年度久留米市各会計歳入歳出決算及び運用基金等審査に関する意見

平成23年7月19日付23財第116号 及び 同日付23財第120号をもって、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された、 平成22年度久留米市各会計歳入歳出決算書、附属書類及び基金運用状況報告書を審査しましたので、その結果について別紙のとおり意見を述べます。

目 次

第	1	音	查	の	対象.		1	
第2	2	褔	査	の	期間・		1	l
第3	3	褔	查	の	方法.		1	١
第4	1	褔	查	の	結果·		2)
	1	ラ	貿	の	総括.		3	3
		(1)		決算(の規模	6)
		(2	2)		決算規	現模の推移	1 2)
		(3	3)		決算し	収支	1 3)
		(4	!)		予算(の執行状況	1 5)
			ア	,	予算	執行率及び不用額	1 5)
			1		予備፤	貴充用及び予算流用	1 8)
		(5	5)		財政の	の構造	2 0)
			ア	,	歳入の	の構成	2 0)
				(ア)	自主財源と依存財源	2 0)
				(イ)	経常的収入と臨時的収入	2 3)
			1		歳出(の構成	2 6)
				(ア)	義務的経費と投資的経費とその他の経費	2 6)
	(6)	財	政	状況₫	D指標	2 8)
			ア	,	財政	力指数	2 8)
			1		起債制	制限比率	2 8)
			ウ		実質	公債費比率	2 9)
			エ		経常し	収支比率	3 0)
		(7	')		資金管	管理状況	3 2)
		(8	3)		市債の	の状況	3 4	ļ
2	2	_	般	会	計		3 (ć
		(1)		決算(の規模	3 6)
		(2	2)		決算し	仅支	3 7	7
			ア	,	形式山	収支	3 7	7
			1		実質し	仅支	3 7	7
			ウ		単年原	度収支	3 7	7
			I		宝質的	単年度収支	3 8	2

	(3)	予算の執行状況	3	8
	(4)	決算(財政)の構造	3	9
	J	7	歳 <i>)</i>	/	3	9
			(ア) 市税の収入未済等	3	9
			(イ) 市税外の収入未済等	4	5
			(ウ) 自主財源と依存財源	4	7
			1	歳出	5	0
	(5)	款別歳入決算状況	5	4
()	6)	1	款別:	- 	6	9
3	!	特	別会	計	8	3
	(1)	国民健康保険事業特別会計	8	4
	(2)	競輪事業特別会計	8	6
	(3)	中央卸売市場事業特別会計	8	9
	(4)	住宅新築資金等貸付事業特別会計	9	1
	(5)	下水道事業特別会計	9	3
	(6)	市営駐車場事業特別会計	9	6
	(7)	老人保健事業特別会計	9	8
	(8)	介護保険事業特別会計	0	0
	(9)	簡易水道事業特別会計1	0	2
	('	10)	地方卸売市場事業特別会計	0	4
	('	11)	農業集落排水事業特別会計	0	6
	('	12	!)	特定地域生活排水処理事業特別会計1	0	8
	('	13	3)	後期高齢者医療事業特別会計1	1	0
	('	14)	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計1	1	2
4	ļ	財	産に	関する調書	1 1	4
	(1)	公有財産1	1	4
			ア	土地	1	4
			1	建物 1	1	4
			ウ	山林 1	1	5
			エ	有価証券	1	5
			オ	出資による権利	1	5
	(2)	物品	1	5
	(3)	債権	1	5

	(4)	基金1	1 5
5		運用	基金の状況	117
(1)	土地開発基金	1 7
(2	.)	高額療養費支払資金貸付基金	1 7
6		審査	結果の意見·講評	118
(1)	決算主要数値からみた意見・講評 1	1 8
(2	2)	会計・決算事務に関する意見・講評 1	2 0
((:	3)	その他の意見・講評について	2 1

- (注) 本意見書中における数値の表示及び符号の用法は次のとおりである。
 - 1 意見書本文中に用いる金額は、原則として千円単位で表記している。 ただし、文章中においては、読みやすさを考慮し、億、万、千等の文字(漢数詞)を用いて表記し、箇所によっては、表現上、億円又は万円単位の概数を用いているところがある。
 - 2 文中に用いる金額は千円未満を、比率(%)及びその増減値は、単位以下小数点第1位未満を、四捨五入して 表記している。
 - 3 各表中の金額は、千円未満を四捨五入しているが、表中の合計値を優先するため、内訳金額については、端数整理を行って調整した数値を表示しているものがある。
 - 4 各表中の比率については、表ごとに、その表における表示単位に基づいて表示された値を用いて算出し、 単位以下小数点第1位未満を四捨五入している。

(そのため、〔審査資料〕に表示される比率とは、必ずしも一致しないものがある。)

- 5 各表中の構成比率については、その表における表示単位に基づいて表示された値を用いて算出し、単位以下小数点第1位未満を四捨五入しているが、構成比の合計を「100」とするため、内訳比率については、端数整理を行って調整した数値を表示しているものがある。
- 6 上記の用法によりがたい数値については、箇所ごとに、それぞれ最も適すると思われる単位又は桁数を用いて表記している。 (例:財政力指数など)
- 7 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- (1)「0」 算式上0となるもの、又は、予算措置はなされていたが執行されなかったもの
- (2) 「0.0」 該当数値はあるが、単位未満のもの
- (3) 「-」 該当数値がないもの
- (4) 「 」 負数
- (5) 「皆増」 比率の対象となる該当数値がないもの又は「0」から増加したもの
- (6) 「皆減」 比率の対象となる該当数値がなくなったもの又は減少して「0」となったもの